

(改正後の通達全文)

国土建第400号

国土建振第35号

平成25年3月11日

一般財団法人建設業振興基金理事長 殿

国土交通省土地・建設産業局長

建設業災害対応金融支援事業について

建設産業は、住宅・社会資本の整備を通じて経済社会の発展に貢献している。また、災害時における応急復旧活動など、地域社会の維持に不可欠な役割を担っている。一方、建設投資の減少やそれに伴う受注競争の激化等により、建設機械の保有に見合った工事量が確保できないことなどから、建設機械を保有する建設企業が減少してきており、このままでは災害時における応急復旧活動を円滑に行うことが困難となることが懸念される。

このため、今般、本年2月26日に成立した平成24年度補正予算において、災害協定を締結している地域建設企業に対し、災害時において使用される建設機械等の購入資金の金利助成のための予算が計上された。

この度、上記の予算措置を受け、災害時において使用される代表的な建設機械等の購入・保有を促進し、これらの建設企業による災害対応能力の向上を図るため、災害協定に基づく活動を実施する建設企業が、当該活動をする際に使用する一定の建設機械等を購入する場合に、資金の調達金利等の助成を行う建設業災害対応金融支援事業（以下「本事業」という。）を実施することとした。

については、本事業について、下記に定めるところにより、その適正な実施に遺漏なきよう取り計らわれたい。

記

1 本事業の概要

本事業は、災害協定に基づく活動を実施する中小・中堅建設企業（以下「災害対応建設企業」という。）が災害対応に使用される一定の建設機械及び東日本大震災により滅失等した建設機械（以下「災害対応建設機械等」という。）を購入する際に調達する資金等に係る金利に対し、一般財団法人建設業振興基金（以下「基金」という。）が、その一部を助成するものである。

2 本事業の対象範囲

(1) 対象となる災害対応建設企業

本事業の対象となる災害対応建設企業は、次に掲げる要件のいずれかを満たす、原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の中小・中堅建設企業とする。

- ① 国又は地方公共団体と災害協定を締結している地域の建設業団体に加盟している建設企業（これらの下請会社等の協力会社を含む。）
- ② 国又は地方公共団体と直接災害協定を締結している建設企業（これらの下請会社等の協力会社を含む。）

(2) 助成措置の内容

①対象となる金利

本事業による助成の対象となる金利は、災害対応建設企業が、災害対応建設機械等を購入する際に調達する資金等に係る金利とする。

②災害対応建設機械等の要件

本事業の対象となる災害対応建設機械等は、次のいずれかに掲げる建設機械とする。

- イ) 建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に掲げる建設機械のうち、本通知別表に掲げるもの
- ロ) 建設機械抵当法施行令別表に掲げる建設機械（東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）に営業所を有する災害対応建設企業であって当該営業所において建設機械を滅失等したものが、当該建設機械の代替として購入した場合に限る。）

(3) 助成額について

災害対応建設企業が災害対応建設機械等を購入する際に調達する資金等に係る最初の一年分の金利相当額の3分の2（ただし、年率4%を上限とする。）を助成する。

3 事務手続負担助成

基金は、国又は地方公共団体と災害協定を締結している地域の建設業団体が本事業に係る事務を行う際は、当該事務を実施するにあたって必要とする事務手数料について、当該建設業団体に対して助成するものとする。

4 国への報告

基金は、本事業の実施状況について、毎月国土交通省に報告するものとする。

5 適正な事業を確保するための措置

基金は、本事業の実施にあたり、必要に応じ、有識者の意見を聴く等により本事業の適正な実施を確保するものとする。

附 則

(1) 適用日

この通達は、平成25年2月26日から適用する。

(2) 本事業の期間

本事業は、平成25年3月13日から開始し、平成27年3月31日までに本事業の申請を受け付けた建設機械の購入に係る契約を対象とする。

(3) 通知内容の見直し

本通知の内容は、本事業の実施状況を踏まえ、適宜見直すものとする。

(別表)

種類	名称	範囲
掘削機械	ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシエル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの
	連続式バケット掘削機	走行装置及び22キロワット以上の掘削用原動機を有するもの
基礎工事用機械	くい打ち機及びくい抜き機	やぐら及び原動機を有し、ハンマー、起振機 又はくい抜き装置の重量が0.5トン以上のもの
	グラウトポンプ	原動機及びグラウトポンプ用

		ミキサーを有するもの
	ペーパードレーンマシン	
	大口径掘削機	スクリー式でないもの
	アースオーガ	
	地下連続壁施工用機械	
トラクター類	トラクター	自重が3トン以上のもの
	ブルドーザー	
	トラクターショベル	バケット容量が0.4立方メートル以上のもの
起重機類	ジブクレーン	つり上げ能力が3トン以上のもの
	タワークレーン	
	デリッククレーン	
	ケーブルクレーン	巻き上げ装置、走行装置及び原動機を有し、つり上げ能力が2トン以上のもの
	ウィンチ	22キロワット以上の原動機を有するもの
	エレベーター	
ボーリング機械	ボーリングマシン	3キロワット以上の原動機を有するもの
	ドリルジャンボ	鑿岩機を支持するアームが2本以上のもの
	クローラードリル	

整地・締め固め機械	モーターグレーダー	自重が5トン以上のもの
	スタビライザー	
	アグリゲートスプレッダー	
	ロードローラー	自重が8トン以上のもの
	タイヤローラー	
	振動ローラー	自走式のものにあつては、自重が8トン以上のもの、被牽引式のものにあつては自重が2トン以上のもの
コンクリート機械	セメント空気輸送機	フラクソー式輸送機又はキニオンポンプ
	コンクリートプラント	骨材貯蔵びん、計量装置及びミキサーを有するもの
	コンクリートミキサー	混練容量が0.35立方メートル以上のもの
	コンクリートポンプ	排送能力が毎時5立方メートル以上のもの
	コンクリートプレーサー	打設能力が毎時10立方メートル以上のもの
	アジテーターカー	ゴムタイヤ式でないもの
舗装機械	アスファルトフィニッシャー	敷きならし装置、仕上げ装置、走行装置及び原動機を有するもの
	アスファルトプラント	コールドエレベーター、骨材乾燥機、ホットエレベーター、ふるい分け装置、骨材貯蔵びん、アスファルト熔解がま及

		びミキサーを有するもの
	アスファルトクッカー	
	コンクリートフィニッシャー	振動機及び原動機を有するもの
	コンクリートスプレッダー	原動機を有するもの
	コンクリートペーパー	装軌式のもの
その他	空気圧縮機	14キロワット以上の原動機を有するもの
	サンドポンプ	29キロワット以上の原動機を有するもの
	発動発電機	発電容量が15キロボルトアンペア以上のもの